

委託する指定介護予防支援の内容

区 分		委託状況
1	利用者への説明 委託について、説明を行う。	居宅介護支援事業所と 介護予防支援事業所が 説明
2	契約締結 利用申込者と契約を締結する。	委託不可
3	アセスメント 市町村から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、利用者及び家族に対し所定のアセスメント事項によるアセスメントを行う。	委 託
4	介護予防サービス計画原案の作成 アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者調整し、利用者とは合意した結果に基づき、介護予防サービス計画原案を作成する。	委 託
5	サービス担当者会議の開催 サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス計画原案について専門的な意見を聴取する。	委 託
6	介護予防サービス計画書の交付 利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス計画書を利用者又は家族に交付する。	委 託
7	サービス提供の連絡調整 介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行う。	委 託
8	モニタリング 必要に応じて利用者宅を訪問するなどの方法により計画の実施状況を把握する。(1回/1月は訪問・電話・サービス事業所での面接等によりモニタリングを実施する。1回/3か月、サービス評価月及び状況の変化があった場合には利用者宅を訪問し面接を行う。)	委 託
9	評価 計画に位置づけた期間の終了時に、計画の達成状況について評価を行う。	委 託
10	評価及び介護予防サービス計画変更案の確認 評価及び計画変更案の内容を確認し、決定する。	委託不可
11	給付管理業務 介護保険サービスの利用実績を確認する。	委 託
12	介護報酬の請求(諸経費込み) 介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領する。	委託不可

部分を委託 部分を委託不可とする。

委託内容については、全て介護予防支援事業所に報告するものとする。